

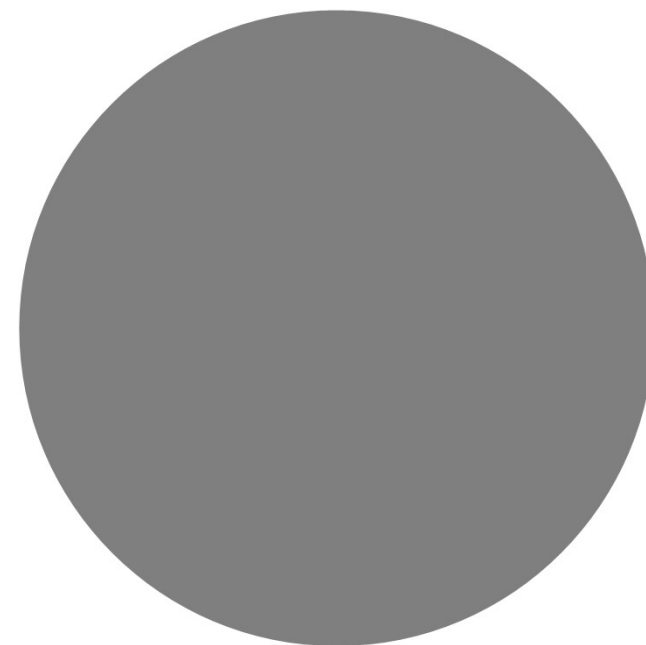
2020年9月11日

アジア太平洋ヘルスサポート学会 第15回学術集会・総会
シンポジウム1 Withコロナ時代のヘルスサポート

新型コロナの影響を手がかりに 介護サービス、そして地域共生を考える

慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授

堀田聡子 (shm@sfc.keio.ac.jp)



新型コロナウイルス感染症が介護・高齢者支援に 及ぼす影響と現場での取組み・工夫に関する緊急調査 (調査結果のポイント・予稿集32頁)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000644097.pdf>



一般社団法人 人とまちづくり研究所代表理事／慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授 堀田聡子
(協力) 埼玉県立大学大学院 研究開発センター教授／介護報酬改定検証・研究委員会委員 川越雅弘

新型コロナが介護・高齢者支援に及ぼす影響の実態、必要な環境整備、現場で行われているさまざまな取組みや工夫の概要を把握することを目的として、有志で5月中旬に緊急オンライン調査を実施しました。ご協力に感謝とともに、一部を抜粋してご報告します。

緊急調査は以下の4本からなっています。各調査の調査実施概要、調査票ならびに調査結果報告書は一般社団法人 人とまちづくり研究所 (<https://hitomachi-lab.com/>) ウェブサイトをご覧ください。

- 介護保険サービス事業所調査 (分析対象5,714) <https://hitomachi-lab.com/archives/317/>
- 介護保険サービスを提供する法人調査 (分析対象2,091) <https://hitomachi-lab.com/archives/277/>
- ケアマネジャー調査 (分析対象1,243) <https://hitomachi-lab.com/archives/227/>
- 地域包括/在宅介護支援センター調査 (分析対象746) <https://hitomachi-lab.com/archives/229/>

体調不良

感染

家族

人員

不安

お金

情報

感染予防・管理の知識・技術

感染防御資材

支援のあり方

2. 新型コロナの事業所運営への影響（4月末まで）（事業所調査結果報告書Ⅲ）

- ・（事業所調査）事業所管理者に新型コロナの事業所運営への影響について、4月末までに一時期でも該当するものを複数回答で尋ねたところ、「いずれもあてはまらない」は**34.0%**（サービス区分別では「通所系」＜「訪問系」＜「多機能系」＜「施設・居住系」、都道府県区分別では「4月7日に緊急事態宣言の対象となった7都府県（以下、7都府県）」＜「4月16日に特定警戒都道府県に指定された左記以外の6道府県（以下、6道府県）」＜「その他」）。
- ・影響の内容をみると、「**利用者・家族希望による利用控え・キャンセル（50.5%）**」が最も多く、次いで「新規利用者/入所者等受入の制限・停止（22.1%）」「利用者への利用自粛の働きかけ（17.5%）」の順。

7. ケアマネジメントへの影響（ケアマネジャー調査結果報告書Ⅳ～Ⅵ）

- ・居宅のケアマネジャーの**85.9%**が「サービス担当者会議の調整が難しくなった」、**74.8%**が「利用者の現状把握が難しくなった」、**68.5%**が「退院・退所後のサービス調整が困難になった」、**65.9%**が「**訪問（モニタリング等）が利用者に拒否された**」、**46.3%**が「面談機会が減少し、医師と連携しにくくなった」、**40.2%**が「新規利用者数が減少した」、**31.8%**が「虐待やDVのリスクへの警戒が強くなった」を影響があった項目（非常にありまたはややありと回答）として挙げていた。
- ・新型コロナの影響により利用が困難になった地域のインフォーマル資源として居宅のケアマネジャーが挙げたのは「高齢者サロン（59.2%）」「運動・体操教室（58.3%）」「集いの場（51.4%）」「認知症カフェ（35.7%）」「食堂やサロンでの会食（31.3%）」「介護者の会（26.1%）」等。

8. 地域包括/在宅介護支援センター業務への影響等（地域包括/在宅介護支援センター調査結果報告書ⅣⅤ）

- ・センター業務体制への「影響あり」が**73.1%**。影響を受けた内容は「**訪問が中止（全てないし一部）となっている（55.9%）**」が最も多く、次いで「現在、一部業務が、在宅ワークへ切替えられている（17.8%）」「出勤者数が減少し、少ない人数で運営している（16.0%）」等。

9. 新型コロナの影響による利用者の状態悪化やそのリスク（事業所調査結果報告書Ⅴ）

- ・ 事業所管理者に新型コロナの影響による利用者の状態悪化やそのリスクとして特に気になるものを5つまで選択してもらったところ、「とくになし」は4.3%にとどまり、さまざまな懸念があげられた。
- ・ 全体では、「外出や交流機会の減少（68.1%）」をリスクとする割合が約7割にのぼり、状態悪化の内容としては「ADLの低下（51.1%）」「認知機能の低下（45.8%）」、また「生活満足度の低下（41.1%）」も4割を超えた。
- ・ サービス区分別にみると、「訪問系」「通所系」「多機能系」では、「家族の介護負担の増加」を挙げる割合も過半数。「施設・居住系」では、「外出や交流機会の減少」「生活満足度の低下」をあげる割合が全サービス区分で最も高い。

10. ケアマネジャーからみた利用者への影響（ケアマネジャー調査結果報告書Ⅶ）

- ・ 居宅のケアマネジャーからみた令和2年4月の利用者（合計37,113人）への影響の出現率は、「通いの場・集いの場に行けなくなった（5.8%）」が最も多く、次いで「通院ができなくなった／通院しなくなった（5.6%）」「身体機能の低下が進み、重度化した（3.3%）」の順。
- ・ 小規模多機能・看護小規模多機能のケアマネジャーでは「通院ができなくなった／通院しなくなった（8.7%）」「通いの場・集いの場に行けなくなった（7.8%）」「介護負担が強くなり、在宅継続が難しくなる可能性が非常に高い（4.2%）」の順。
- ・ 居住系・施設のケアマネジャーからみた入居者への影響の出現率は「不定愁訴を訴えるようになった（3.9%）」「精神面での不安定さが目立つようになった（3.3%）」「認知症状の出現・悪化した（3.2%）」の順。

5. 新型コロナの職員の就業状況への影響（4月末まで）（事業所調査結果報告書Ⅳ）

- ・ 新型コロナの職員の就業状況への影響について、4月末までに一時期でも該当するものを複数回答で尋ねたところ、「就業状況への影響はない」は**39.3%**（サービス区分別では「施設・居住系」＜「通所系」＜「訪問系」＜「多機能系」、都道府県区分別では「7都府県」＜「6道府県」＜「その他」）。
- ・ 影響の内容をみると、「**休園・休校中の子どもの世話や介護、家事等に伴う就業調整・休職（41.4%）**」が最も多く、次いで「**本人・同居家族の体調不良、感染や濃厚接触に伴う就業制限（27.2%）**」「**本人・家族の感染不安による就業調整・休職（22.4%）**」の順。

13. 事業所における感染症対策の取組みや支援の工夫等（事業所調査結果報告書ⅪⅢ）

- ・ 2019年（新型コロナ発生前）までの事業所における感染症対策の取組み（複数回答）を尋ねたところ、「感染対策のための指針・マニュアルの整備（86.3%）」「職員の健康管理（84.5%）」「施設・事業所内の衛生管理（83.0%）」「利用者・入所者等の健康管理（81.7%）」が8割を超えて高く、次いで「関連情報の共有と活用（64.6%）」「ケアにおける標準予防策の徹底（61.9%）」「感染対策委員会の設置（60.6%）」「感染予防に関する年2回以上の職員研修（58.3%）」が約6割となり、「**感染症発生時の対応シミュレーション（45.9%）**」は半数に満たなかった。

（注）選択肢は『高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）』を参考に作成した。

14. BCP（業務継続計画）（法人調査結果報告書Ⅴ）

- ・ 法人における災害の発生や感染症の拡大が懸念される場合に備えたBCPの策定状況は、「未策定」が46.7%、「策定済」は25.9%、「策定中」が18.6%。**法人従業員数「49人以下」では「未策定」が6割超。**
- ・ BCPを策定済もしくは策定中と回答した法人に、策定済または策定中のBCPが感染症に十分対応するものかどうかを尋ねたところ、「感染症に対応しているが、十分ではない」が過半数を占め、「災害等にしか対応していない」が35.3%、「**感染症に十分に対応**」は**14.7%**に留まった。

12. 事業所内、利用者や家族、他の事業所等との連絡・コミュニケーション手段（事業所調査結果報告書Ⅹ）

- ・ 事業所内の連絡・コミュニケーション手段は、「電話（79.3%）」が最も多く、次いで「連絡ノート（53.2%）」「電子メール（37.6%）」「SNS（LINE、Facebookなど）（27.7%）」「法人内SNS・グループウェア（20.8%）」「FAX（19.8%）」「テレビ電話・会議（16.5%）」の順。
- ・ 利用者・家族との連絡・コミュニケーション手段は、「電話（91.9%）」が最も多く、次いで「訪問・来所（41.3%）」「連絡ノート（38.0%）」「電子メール（14.4%）」の順。「テレビ電話・会議」は8.5%（「施設・居住系」では14.2%）。
- ・ 他の事業所等との連絡・コミュニケーション手段は、「電話（94.1%）」が最も多く、次いで「FAX（68.1%）」「電子メール（44.5%）」「訪問・来所（22.4%）」の順。SNSやテレビ電話・会議、グループウェアの利用は1割未満。
- ・ テレビ電話・会議の活用に関する検討状況を尋ねたところ、「活用予定なし（40.3%）」が最も多かった。他方「すでに活用（28.6%）」「活用に向けて準備中（11.1%）」をあわせると約4割にのぼり、「活用するかどうか検討中」も20.0%を占めた。

新型コロナの後志、石狩、空知エリアの相談支援団体 における影響・支援ニーズ把握に向けたアンケート

NPO法人コミュニティワーク研究実践センター

<http://www.cmtwork.net/>

- NPO法人コミュニティワーク研究実践センターでは、Readyforによる「新型コロナウイルス感染症：拡大防止活動基金」の助成を受け、後志、石狩、空知エリアの「相談支援団体」における新型コロナウイルス感染拡大による影響、各団体のニーズを把握するとともに、支援物資の送付、フードバンクとの連携を後方支援として行うこととなりました。このプロジェクトの第1段階として、生活困窮者や障害者支援、子ども支援などに関わる福祉団体、相談支援団体および、その関連事業者を対象にアンケート調査を実施しました。
- 調査目的：**新型コロナ感染拡大による影響実態・支援物資配布希望・その他支援ニーズの把握**
- 調査対象：**後志、石狩、空知エリア＋苫小牧市の相談支援事業所等**（事業所単位）
エリア内の生活困窮者支援に関連する団体および各団体と連携している企業・事業所に回答依頼
- 調査方法：WEBアンケート方式
- 調査期間：2020年5月15日（金）から5月22日（金） ※延長して5月末まで受け付けた。
- 回答：110団体（64団体が札幌市内、35団体が市部、11団体が町村部）

回答事業所の属性

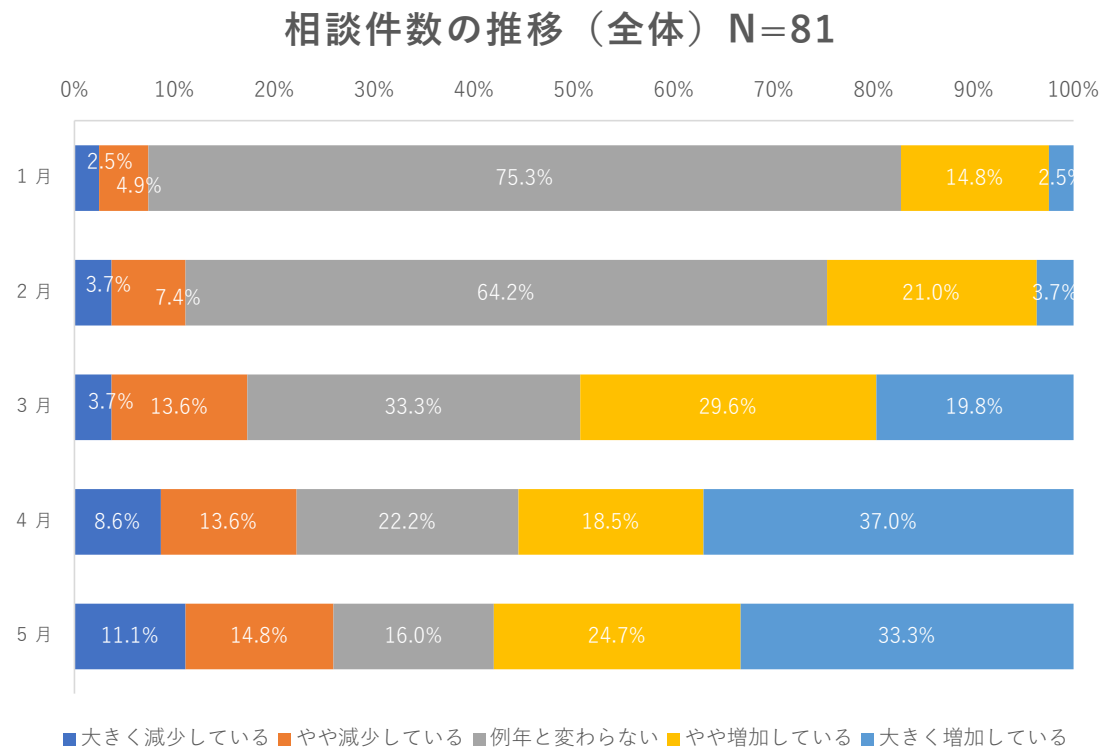
障害者総合支援法に基づく事業所が26.4%、生活困窮者自立支援に関わる事業所、18.2%

放課後デイや子育てサロンなどが14.5%、生活福祉資金の貸付を行う社協が12.7%となっているほか、フードバンクやまちづくり市民活動団体、居住支援団体からも回答が得られた。

	度数	パーセント
生活困窮者自立支援法に基づく事業（生活困窮者自立支援法等）	20	18.2
児童福祉法に基づく事業（放課後デイサービス、子育てサロン、保育所、児童養護施設等）	16	14.5
老人福祉法、介護保険法に基づく事業（老人ホーム、地域包括、介護事業所等）	3	2.7
障害者総合支援法に基づく事業（A型、B型、就労移行支援、中ボツ等）	29	26.4
売春防止法に基づく事業（婦人保護施設等）	1	0.9
授産施設及び生計困難者に無利子又は低利で資金を融通する事業（生活福祉資金貸付）	14	12.7
その他福祉事業	4	3.6
コミュニティカフェ、子ども食堂、フードバンク等	7	6.4
まちづくり、市民活動等	7	6.4
医療機関	1	0.9
不動産・居住支援法人	5	4.5
その他	3	2.7
合計	110	100.0

相談件数の推移

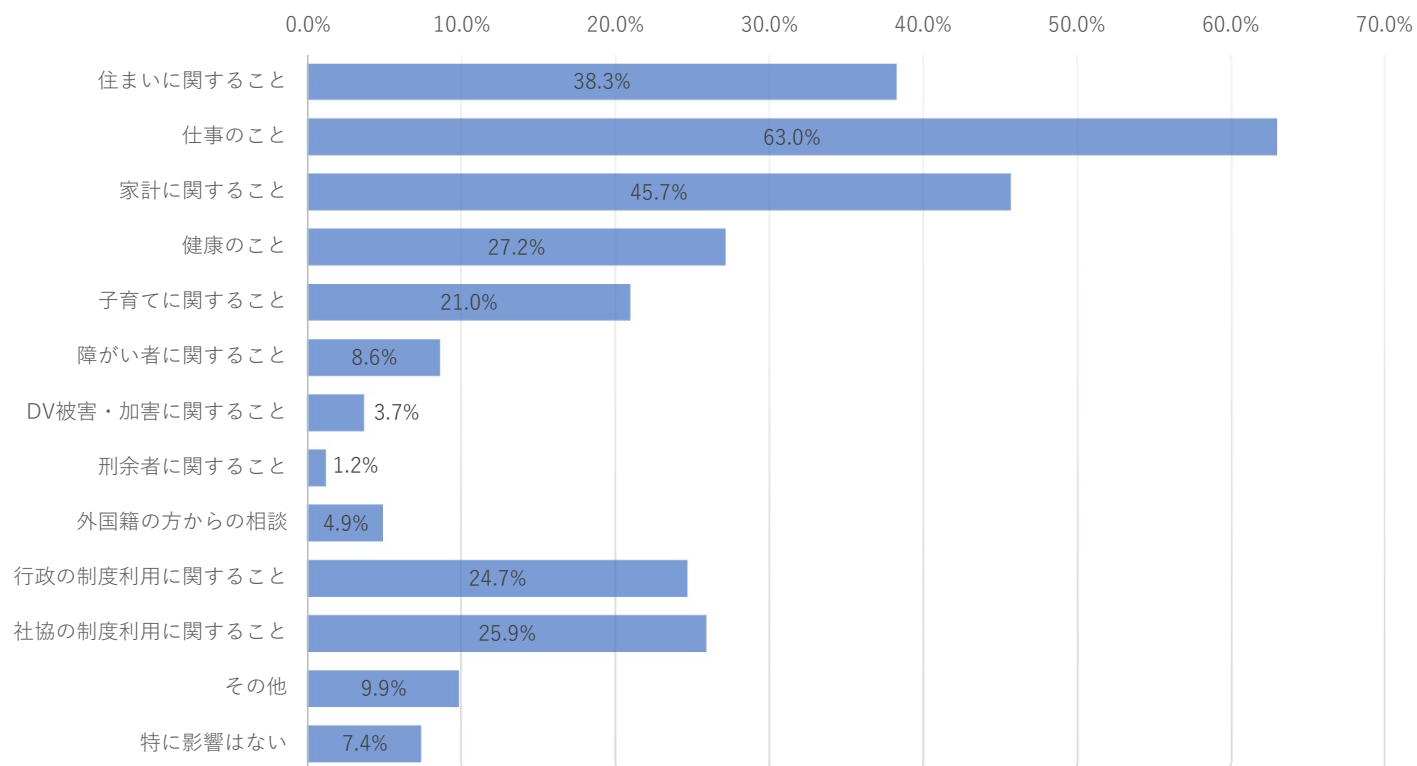
- 大きく2月以降、相談者数が増加している事業所の割合が徐々に増え、3月では半数以上の事業所、4月、5月では6割以上の事業所において相談者が増えたと回答。
- 一方で、相談者数が減少していると回答した事業所も同様に増加しているが、この多くは、対面支援が出来ないまたは敬遠することによって相談体制が組めなかったところ。



相談内容の変化（全体）

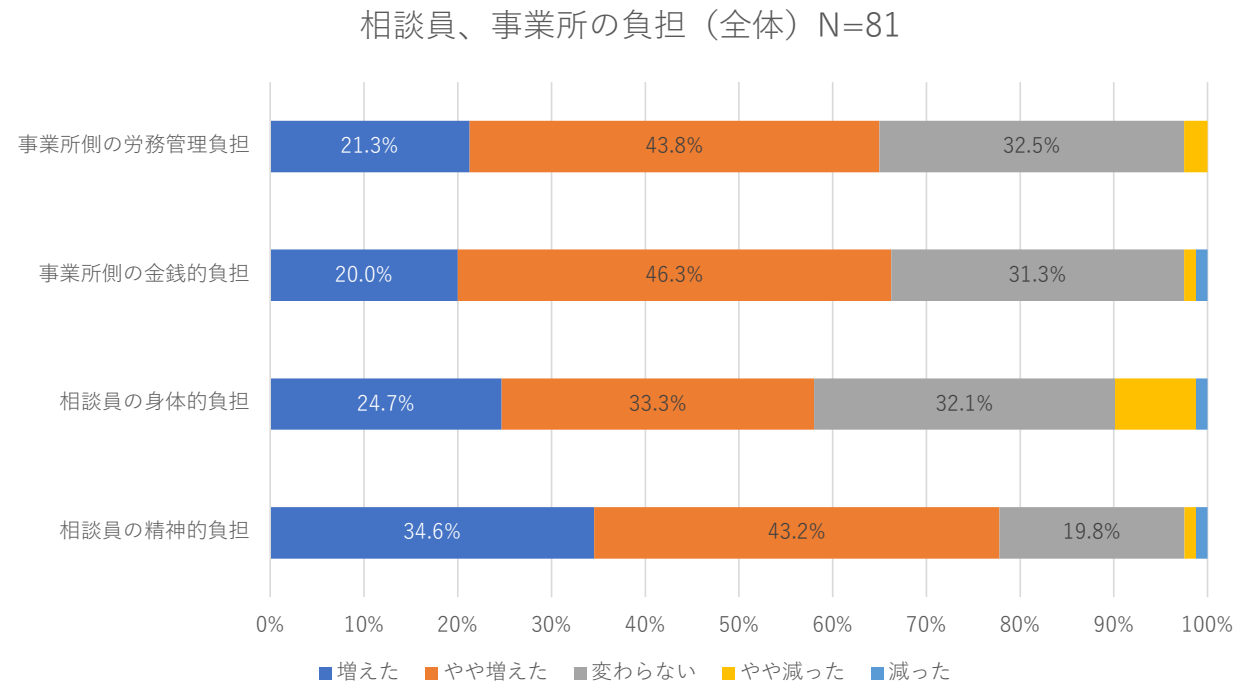
- 全体では仕事、家計、住まいに関する相談が増加

新型コロナウイルスの影響を受けて増えたと思われる相談内容



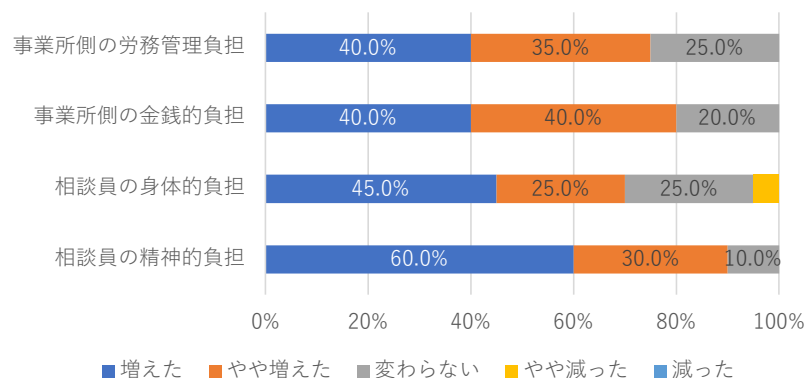
相談員、事業所の負担（全体）

- 約6割以上の事業所で、負担が増えたと回答。
- 特に相談員の精神的負担が大きい。

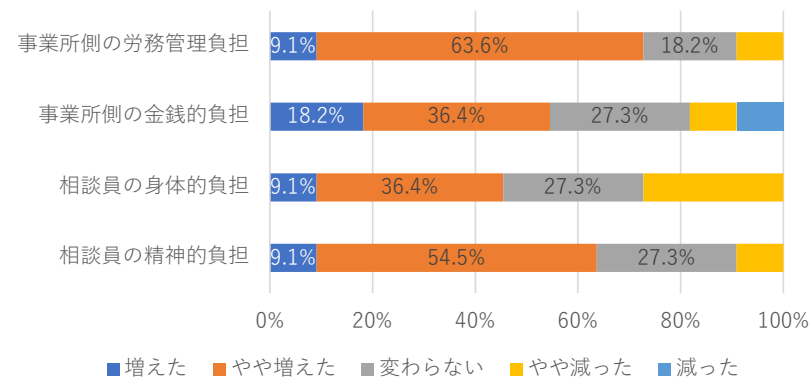


相談員、事業所の負担（団体属性別）

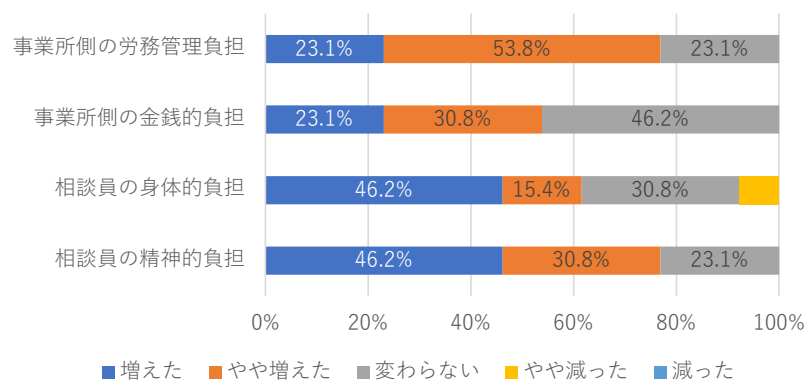
相談員、事業所の負担（生活困窮） n=20



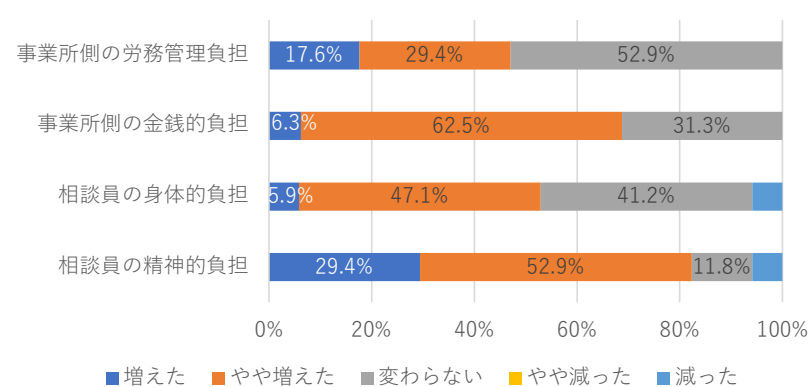
相談員、事業所の負担（子ども） n=11



相談員、事業所の負担（社協） n=13

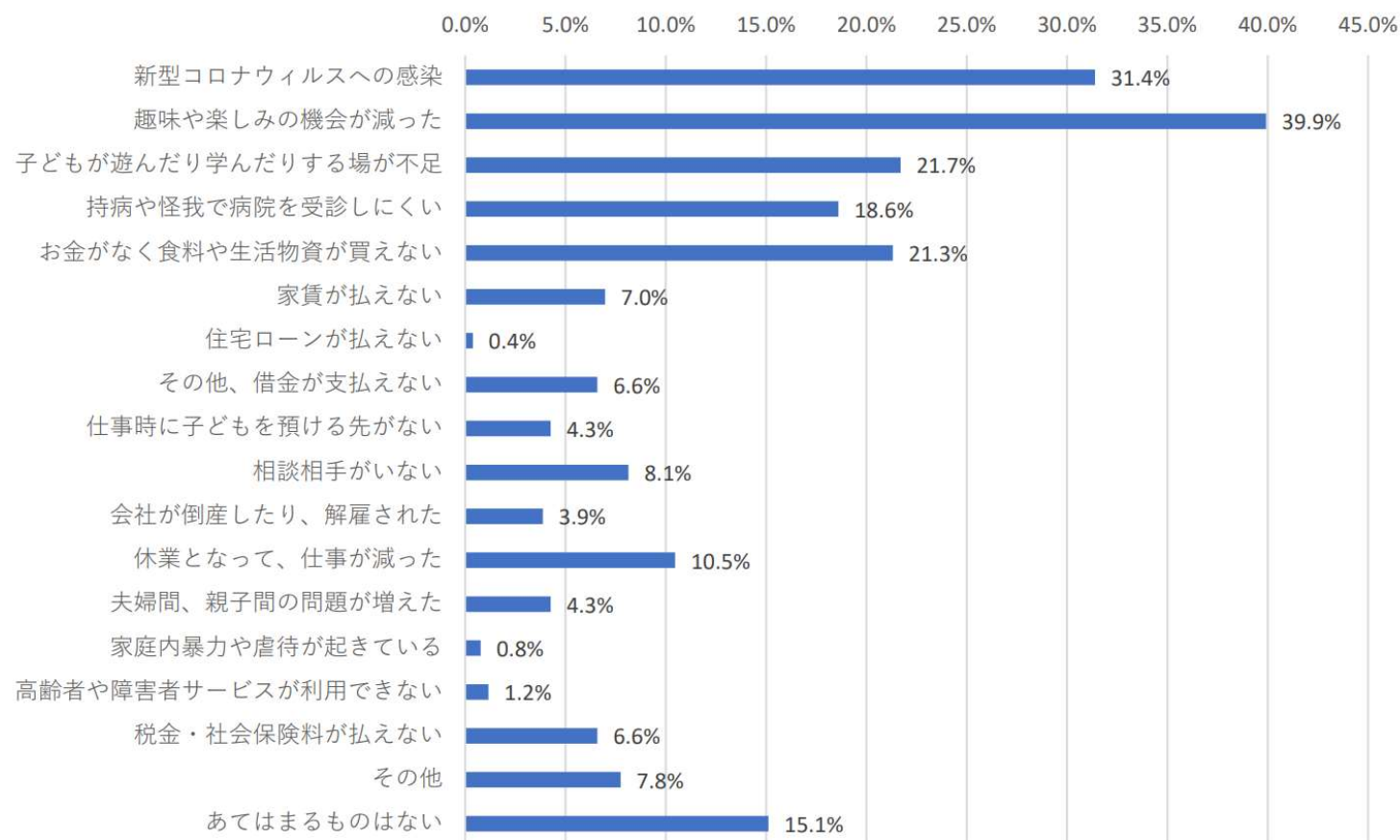


相談員、事業所の負担（障害） n=17



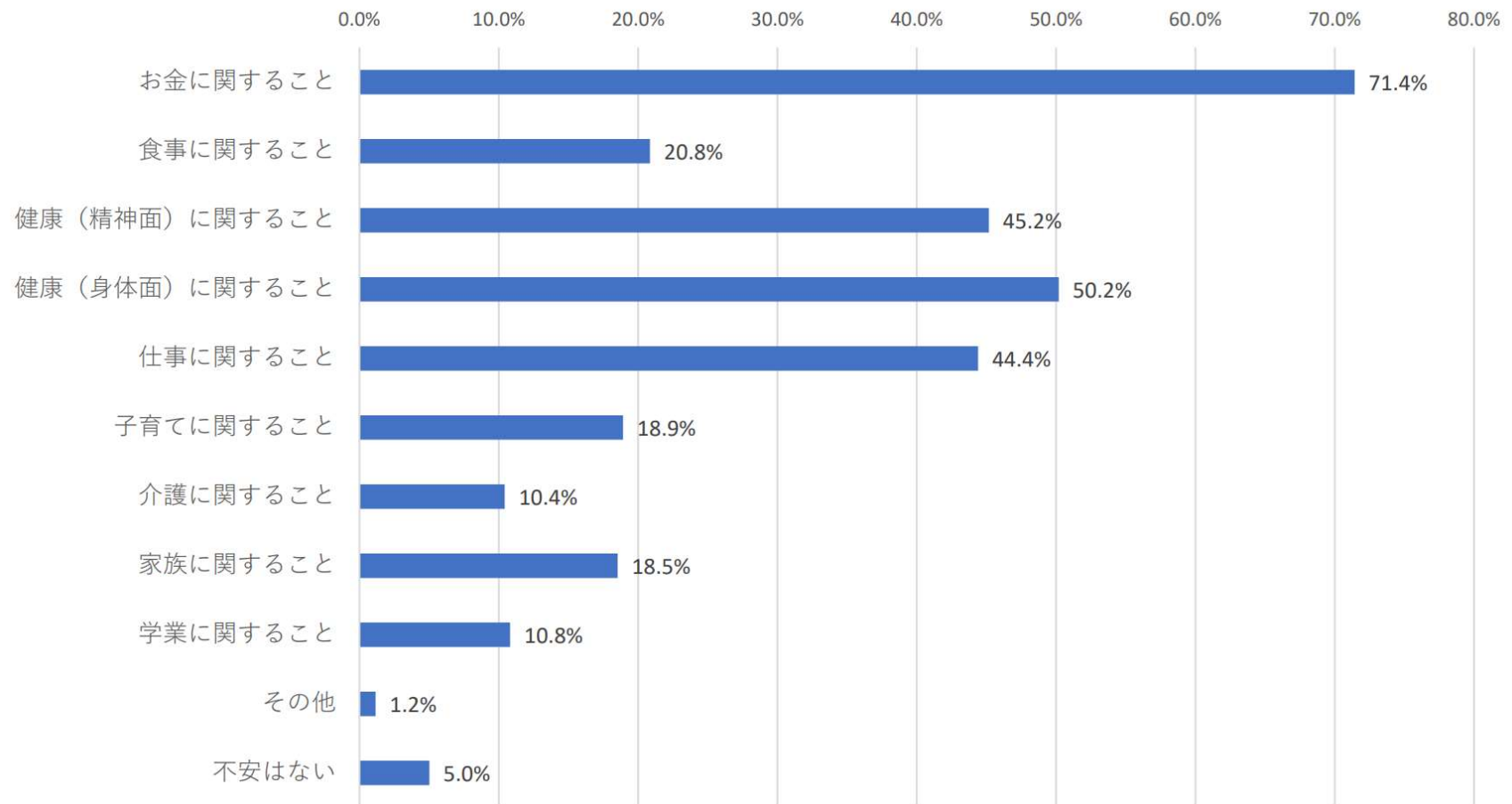
(継続中) 相談者個人アンケートから (8月19日時点 n=262)

現在、困っていること



(継続中) 相談者個人アンケートから (8月19日時点 n=262)

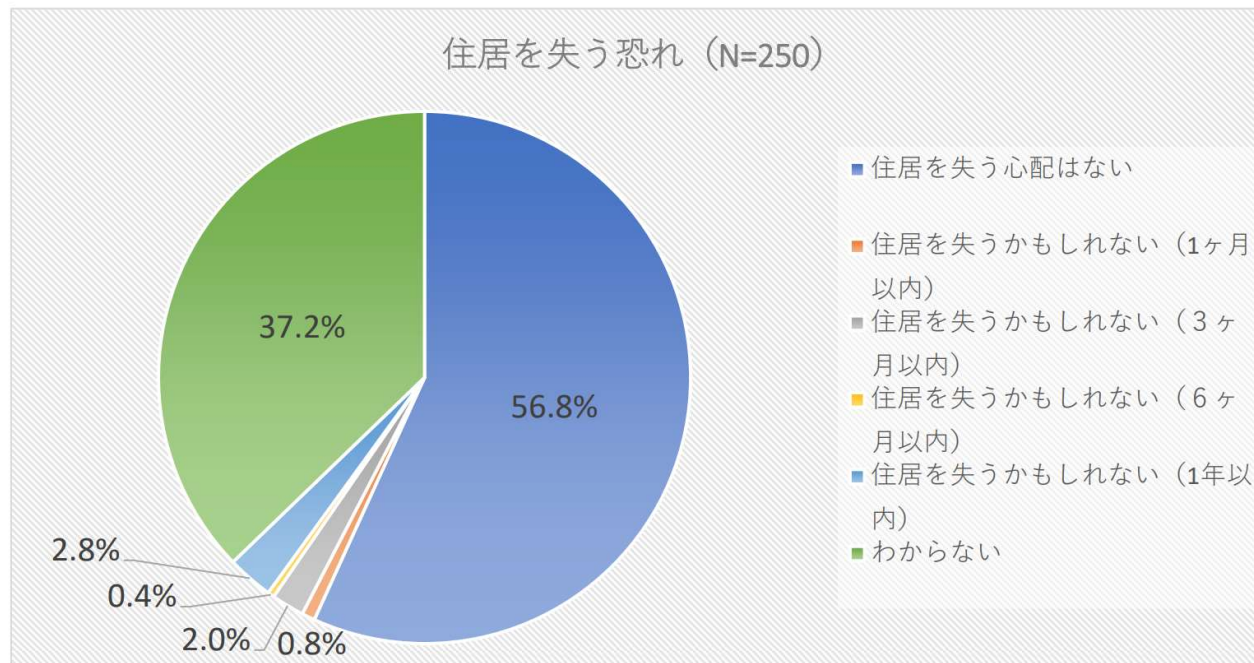
近い将来、不安に思うこと



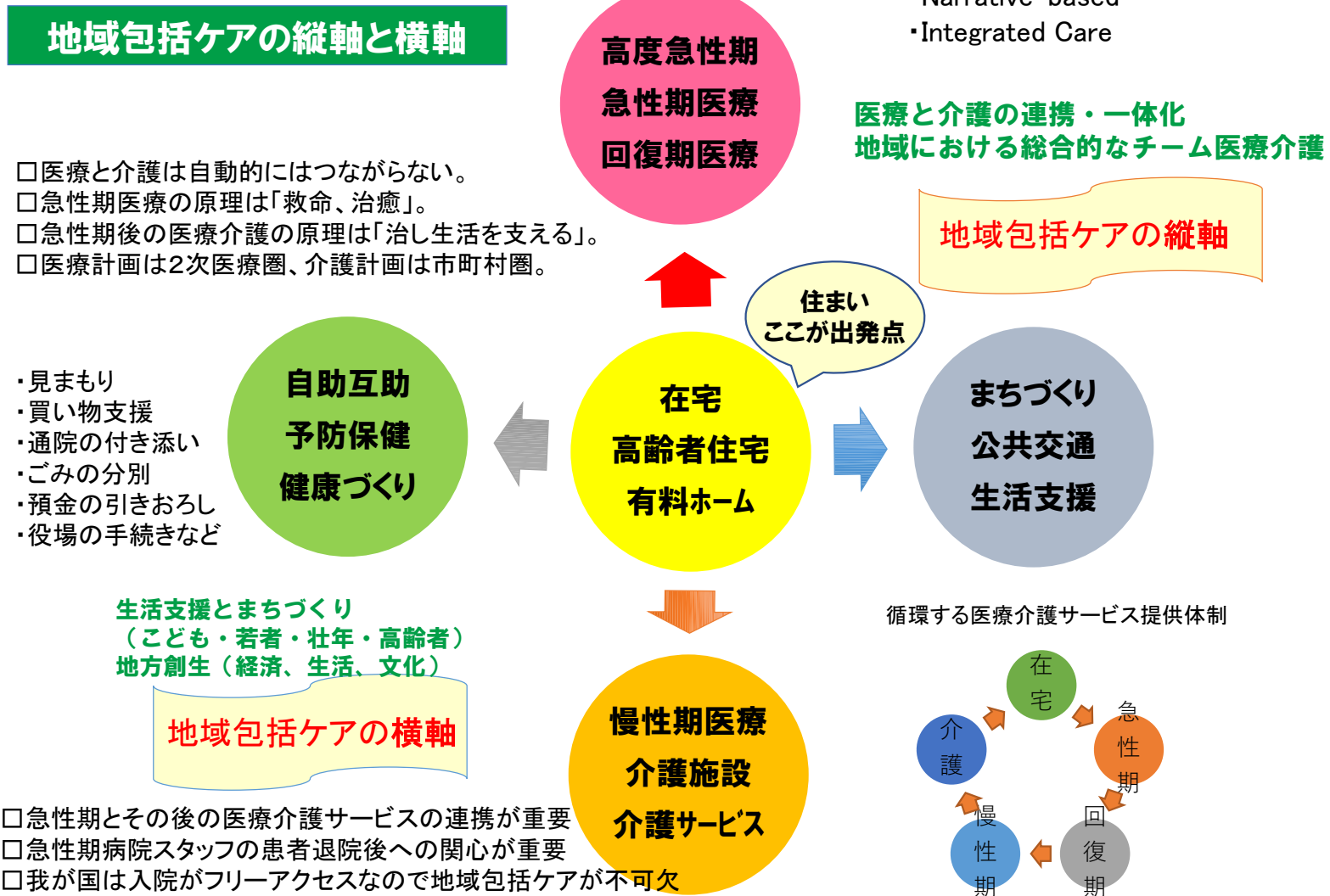
(継続中) 相談者個人アンケートから (8月19日時点 n=262)

近い将来、現在の住まいを失うもしくははいられなくなる恐れ

- 失う心配がないとの回答が56.8%のみ。
- 実際に失うかもしれないのは5.7% (15ケース) にとどまるが、
- 「わからない」という漠然とした不安が37.2%を占めている。
- これは雇用形態とやや関連があるもののや、収入の減少、仕事の変化、家の種類とは明確な関連性は見られない。



出所：唐澤剛氏作成資料



「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）（2017）

「地域共生社会」とは

出所：厚生労働省作成資料 <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000150538.html>

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29（2017）年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30（2018）年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31（2019）年

以降：
更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

出所：第25回社会保障審議会福祉部会（2020年7月15日）資料1

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

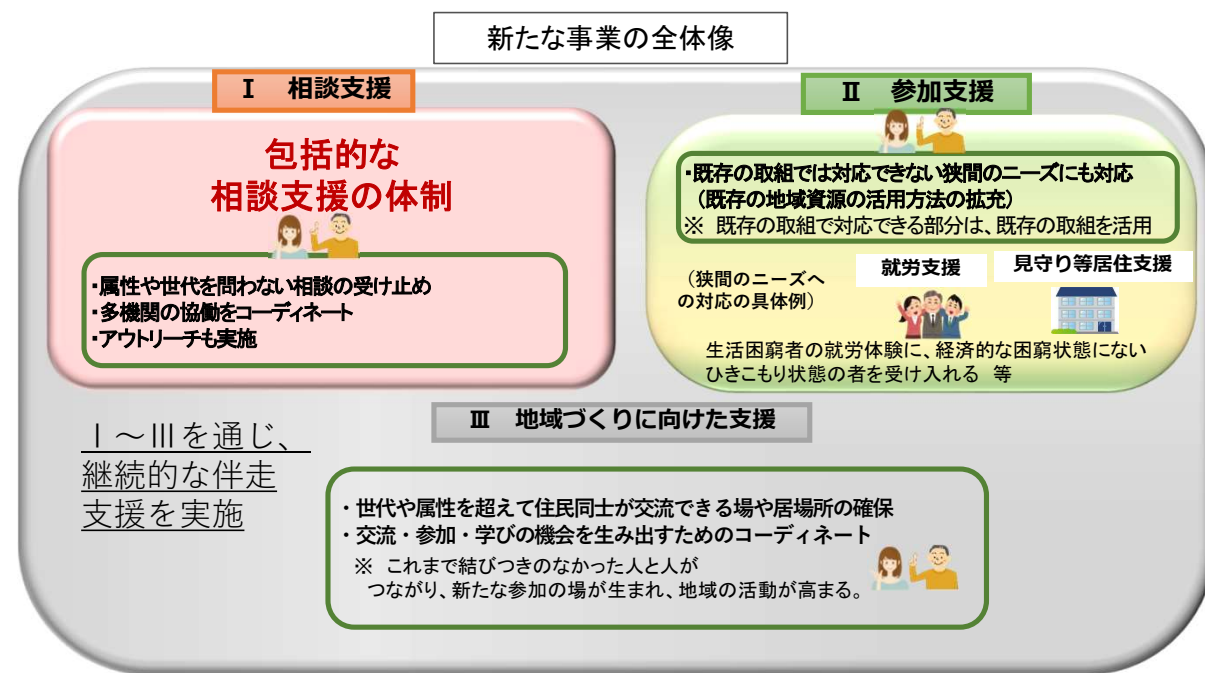
1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

出所：第25回社会保障審議会福祉部会（2020年7月15日）資料1

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中で、以下のような課題がある。(※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ・ 従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
 - ・ 属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

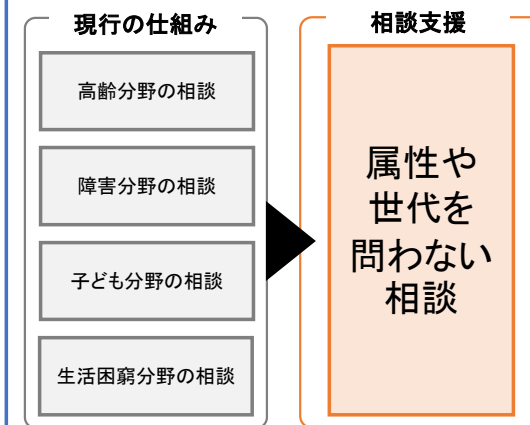
社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。**
 - ー 事業実施の際には、I～IIIの支援は全て必須
 - ー 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、**交付金を交付する。**



相談支援にかかる一体的実施のイメージ

- 高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度における関連事業に係る補助について、一体的な執行を行うことができる仕組みとする。



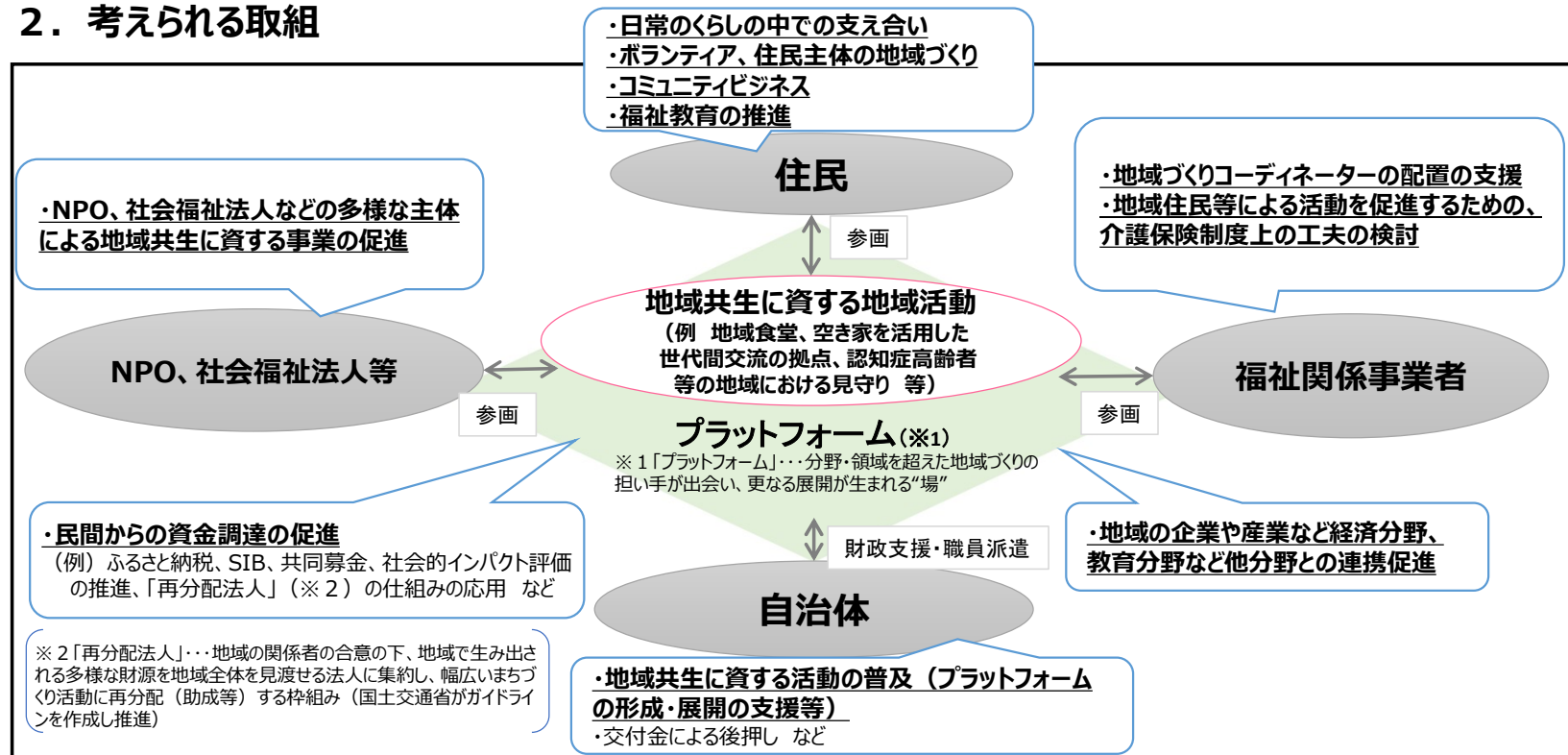
地域共生に資する取組の促進 ～多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進～

令和元年5月29日
「第2回2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」配付資料
(一部改変)

1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組



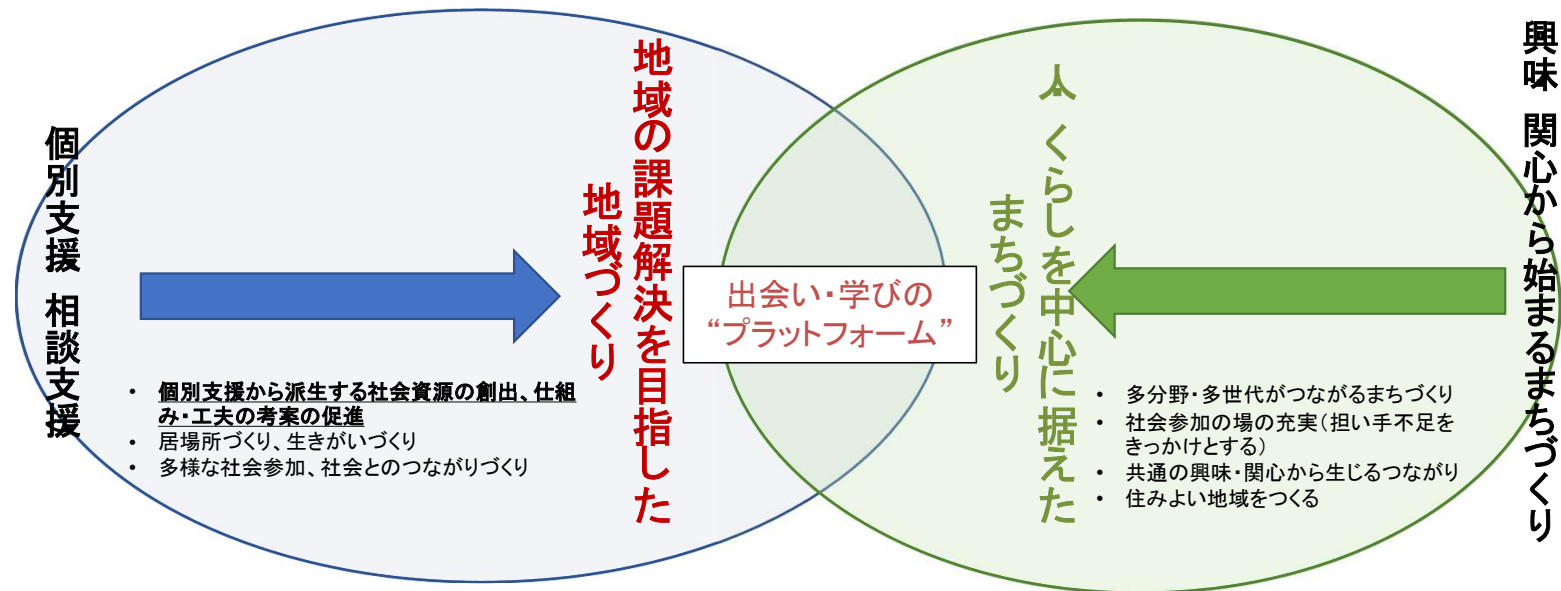
多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

出所：第4回地域共生社会推進検討会資料

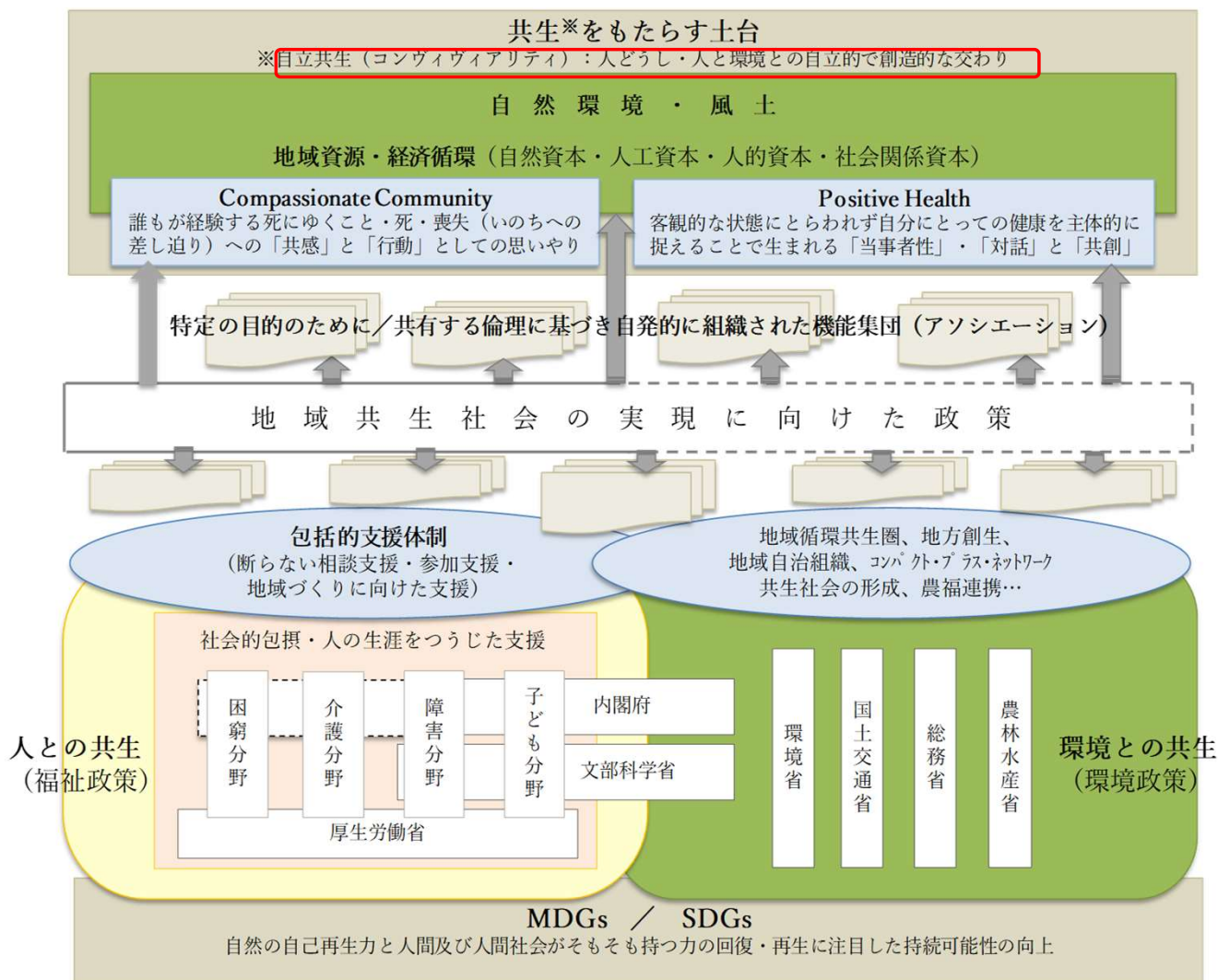
- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“くらし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

福祉サイドからのアプローチ

まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



共生をもたらす土台



自然環境・風土の保全を根幹として
ケアの思想と共感に基づく協働
地域資源・経済循環
をつうじた相互扶助の
編みなおしをすすめることは、

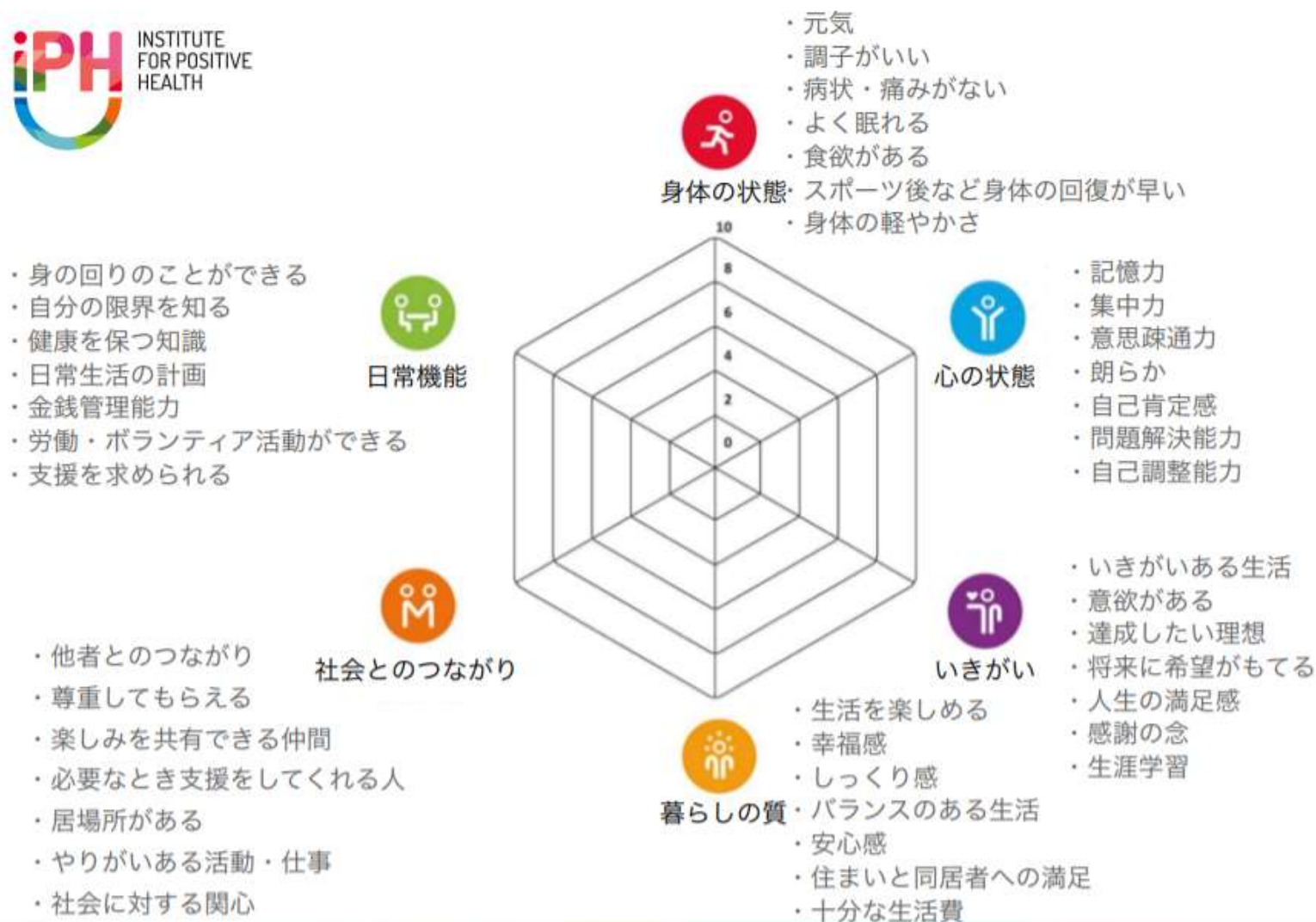
共有する価値や倫理に基づく
自発的なアソシエーション、そこでの経験
と学びを介して共生の土台を豊かなものに
することが期待できる…

出所：令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）
「地域共生社会の実現に向けた政策のあり方及び事業展開に関する
国際比較調査研究事業報告書」（2020）人とまちづくり研究所
<https://hitomachi-lab.com/official/wp-content/themes/hitomachi-lab/pdf/pdf04.pdf>

健康の新しい概念 (M Huber et al, 2011,2016他)

「社会的・身体的・感情的問題に直面したときに適応し、
みずから管理する能力としての健康（ポジティブヘルス）」

- 身体的機能：健康感、体調、症状と痛み、睡眠、食事、耐久力、運動
- メンタルウェルビーイング：記憶力、集中力、コミュニケーション力、幸福感、自己受容、変化に対する適応、状況をマネージしている感覚
- 生きがい：意味のある生活、生きる意欲、理想を達成する意欲、信頼できる、受容力、感謝の心、学び続ける
- 生活の質：楽しめる、幸福感、のびのびできる、バランス感、安心感、住まい、生活を賄える経済力
- 社会参加：社会的な接触、真剣にとらえてもらえる、一緒に楽しいことができる、支援を得られる、帰属感、意味のある活動、社会に対する関心
- 日常機能：自分の面倒を見られる、自分の限界を知る、健康についての知識、時間管理、金銭管理、働ける、支援を求めることができる



Compassionate Community

- 1970~80年代：「健康は医師や専門職の手のなかにあるのではなく、すべての人の責任である」 New Public Health
- 1980年代：WHOの“Healthy Cities”, “Healthy Communities”という概念
- 1990年代~2000年代：ヘルスプロモーションの考え方を緩和ケアへ

「生老病死にかかわる問題を地域住民の手に取り戻そう」

Compassionate Citiesの中心的概念 (Kellehear, 2005)

1. Compassionは健康への倫理的要請である
 2. 健康は、疾病・障害・喪失があってもなお、ポジティブな概念である
 3. Compassionは全体論的（ホリスティック）／生態学的（エコロジカルな）考え方である。
 4. Compassionは喪失の普遍性と関係する
- インド・ケララ、オーストラリア、アイルランド、イングランド、スコットランド、カナダ…
 - Public Health Palliative Care International (2013~)



カミヤト凸凹保育園・文化教室

(社会福祉法人愛川舜寿会・神奈川県厚木市)

<https://www.facebook.com/DecoBoconurseryschool/>

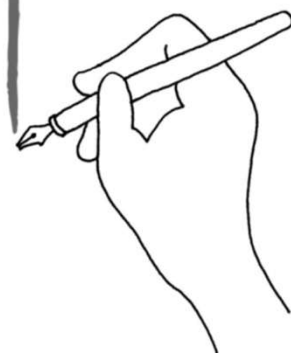


撮影：高橋菜生 / 新建築 2019年6月号

出所：<https://shinkenchiku.online/project/%E3%82%AB%E3%83%9F%E3%83%A4%E3%83%88%E5%87%B8%E5%87%B9%E4%BF%9D%E8%82%B2%E5%9C%92/>



ケアレター



ケアの仕事をする
わたしからあなたへ

あなたからのお手紙を
お待ちしております

<https://careletter.jp/>

ケアの仕事をするあなたへ。

今、あなたの心にあることを、

手紙にして送ってくださいますか。

ケアの仕事をする誰かに届きますように。

それが、ケアをめぐる風景をすこしでも

やわらかなものにしてくれますように。